

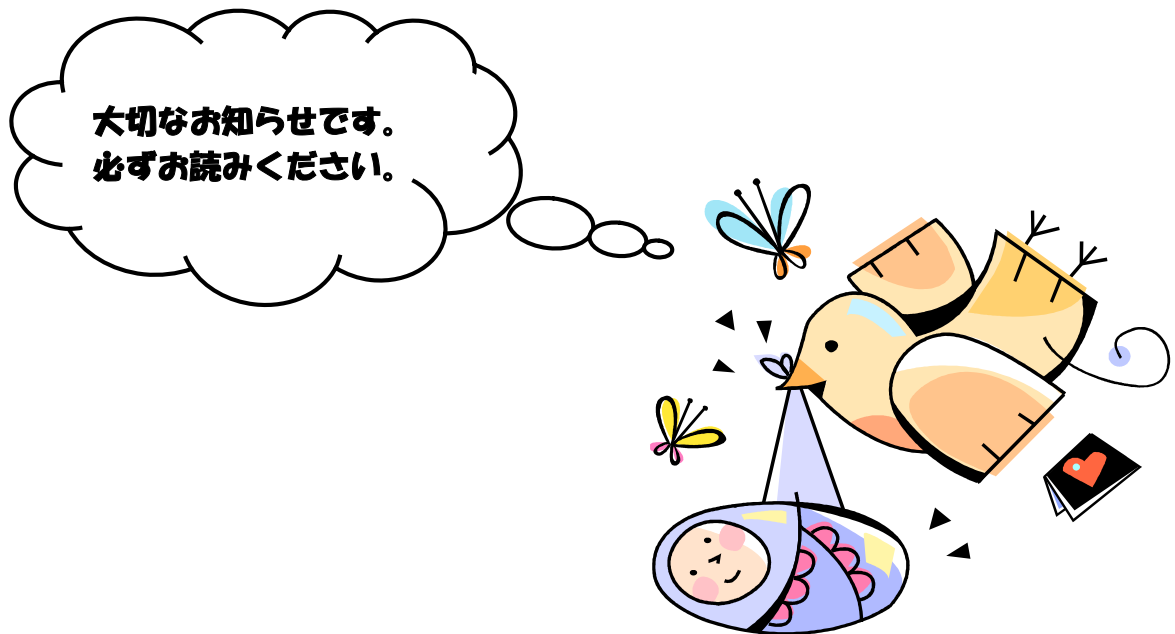
児 童 手 当 乳 幼 児 医 療 費 助 成 義 務 教 育 就 学 児 医 療 費 助 成

各 制 度 の ご 案 内

各制度の受給には申請が必要です。

- 申請者は中学校卒業までの児童を養育している方です。
- 申請に必要な書類が揃っていなくても、仮申請ができますので、出生や転入の届出をされた時は、申請をしてください。
※手続きが遅れるとその分の手当が受けられなくなったり、医療費助成の適用が遅れますのでご注意ください。

受付時間 月～金曜日（土曜日・日曜日、祝日などの休日を除く）
午前8時30分～午後5時（木曜日は午後8時まで）



申請窓口および問合せ先

青梅市子ども家庭部子育て推進課助成係

TEL 0428-22-1111 内線2143・2144

〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1

平成30年3月現在

児童手当について

(0歳～中学校卒業まで)

○ 手当額 (月額)

※ 公務員の方は勤務先で申請してください

区 分		月 額
児 童 手 当	0歳から3歳未満	15,000円
	3歳以上小学校6年生 第1子・第2子	10,000円
	〃 第3子以降	15,000円
	中学生	10,000円
特例給付 (所得制限限度額超過者)		一律 5,000円

○ 所得制限限度額

1月～5月分は前々年、6月～12月分は前年の所得で判定されます。

扶養人数	所得額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人以上	1人増すごとに380,000円 を加算

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額です。

※所得から控除できるもの

定額控除額80,000円

雑損控除額・医療費控除額・小規模企業共済等掛金控除額・障害者控除27万円(特別40万円)・寡婦(夫)控除27万円(特別35万円)・勤労学生控除27万円

○ 手当の支給

認定請求(申請)した日の属する月の翌月から開始、消滅した日の属する月分で終了となります。

ただし、月の後半に出生・転入された方は、出生・転入日(異動日)の翌日から起算して15日以内に請求し認定されると、出生・転入日の翌月分からの支給となります。

支給月(原則各月の15日口座振込)

6月 (2・3・4・5月分)

10月 (6・7・8・9月分)

2月 (10・11・12・1月分)

認定を受けたあと、引き続き児童手当を受けるには、**毎年6月に現況届(6月初旬に郵送します)の提出が必要**です!



乳幼児・義務教育就学児の医療費助成について

中学校卒業まで（15歳に達した後、最初の3月31日まで）の児童に申請により乳幼児医療証（㊟）・義務教育就学児医療証（㊦）を交付し、医療費の自己負担分の助成を行います。

誕生日（または転入日）の翌日から30日以内に申請した場合は、誕生日（転入日）から使用できる医療証を発行します。それ以降の日の申請については、申請日からの医療証となります。

医療機関で受診したときの自己負担額は次のとおりです。

区 分	対象者	自己負担額（注1）	
		外来	入院
㊟乳幼児医療証	0歳から 小学校入学前まで	なし	なし
㊦義務教育就学児医療証	小学校入学から 中学校卒業まで	1回につき200円 ※調剤および訪問看護は、 自己負担なし	なし

(注1) 入院時食事標準負担額は助成対象外です。また、検診、予防接種、薬の容器代、文書料など健康保険が適用されないものについても助成の対象外となります。

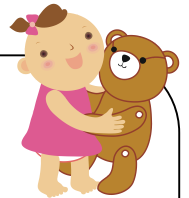
助成の方法

<東京都内の医療機関で受診する場合>

- ・健康保険証と㊟医療証・㊦医療証を提示してください。
- ・㊦医療証の方は自己負担額をお支払いください。

<東京都外の医療機関で受診する場合>

- ・東京都の制度のため、㊟医療証・㊦医療証は使えません。
- ・健康保険証を提示し、保険診療の自己負担分を支払い、領収書（お子様のお名前、診療点数が記入されたもの）を医療機関から受け取り、後日、領収書・保護者の口座・認印・健康保険証・㊟医療証・㊦医療証をお持ちのうえ、子育て推進課で還付の申請をしてください。



学校でけがなどをしたとき・・・㊦医療証は使わないでください。

青梅市の小学校・中学校に在籍している児童は、学校で加入している日本スポーツ振興センター災害共済給付金から医療費が支給されます。

学校から支給される医療費であったにもかかわらず医療証を使って受診した場合は、後日、医療費を返還していただきますのでご注意ください。

なお、学校で支給が受けられないときは子育て推進課にお問い合わせください。

青梅市以外の学校に通っているお子様は、学校にご確認ください。

交通事故等にあつたとき

交通事故などの第三者からの行為を原因とするものであっても、医療保険が適用された医療については、㊟医療証・㊦医療証による医療費の助成を受けることができます。

第三者行為のために医療証を使用した場合は、子育て推進課へ届出が必要となります。

なお、届出の前に治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまった場合は、医療費助成額を返還していただくことがありますのでご注意ください。

届出の必要な場合

- ・住所や氏名が変わったとき
- ・対象児童が増えた（減った）とき
- ・退職・転職などで加入健康保険の変更があったとき
- ・児童を養育しなくなったとき
- ・児童手当の受給者が公務員になったとき

※届出のないまま手当や医療費の助成を受けていると、支払われた手当・医療費を返還していただく場合がありますのでご注意ください。

申請しないと手当や医療証は受けられないんだって！
赤ちゃんが生まれたらすぐに申請に行かなくちゃ!!



引越しのときも手続きが必要だよ!!

～他の手当についてのお知らせ～

父または母が重度の障害の状態（身体障害者手帳1級・2級程度）にある場合「児童育成手当」等の対象となります。

* 所得制限などの条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

平成 年 月 日仮受付しました。一ヶ月以内に下記のことを提出してください。

- 印鑑（スタンプ式以外）
- 申請者（_____様）名義の金融機関名、口座番号などのわかるもの
- 児童の健康保険証
- 申請者および配偶者のマイナンバーカード（通知カード）
※通知カードの方は合わせて申請者の本人確認書類（運転免許証等）
- 申請者（_____様）の健康保険証のコピー
- 年金加入証明書
- 市区町村長発行の課税（非課税）証明書

※所得金額・扶養人数・諸控除額の記載があるもの

※源泉徴収票・納税通知書は不可

平成 年度 申請者・配偶者（申請者が配偶者控除を受けているときは不要）

（平成 年1月1日現在、住民登録のあった市区町村の住民税担当部署へ請求してください。）

- 監護事実の同意書・申立書
- 児童の住民票（世帯主との続柄の記載のあるもの）